

横浜市委託契約に係る最低制限価格取扱要綱

制定 平成20年11月28日

最近改正 平成28年3月4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）第13条の3第2号の規定に基づき役務の提供及び物品の製造の請負（以下「委託等」という。）の契約に係る最低制限価格を定める際に、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 最低制限価格を定める契約は、横浜市委託契約に関する低入札価格取扱要綱（平成15年1月制定）第2条に規定する契約を除く競争入札に付する次の業務の契約とする。

- (1) 建物管理業務
- (2) 警備業務
- (3) 施設運転管理・保守業務
- (4) 廃棄物処理業務
- (5) 消防設備保守業務
- (6) 道路・公園清掃業務
- (7) 公園緑地等管理業務
- (8) 浄化槽・貯水槽等清掃業務
- (9) 検査・測定業務
- (10) 建築設計（監理を含む。）業務
- (11) 設備設計業務
- (12) 土木設計業務
- (13) 造園設計業務
- (14) 補償コンサルタント業務
- (15) 土地家屋調査業務
- (16) 測量業務
- (17) 地質調査業務

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は財務局長が定めるものとする。

附 則 (平成20年11月28日行契二第2217号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年11月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月30日行契二第2797号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月10日総契二第1832号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年4月28日総契二第105号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日財契二第1832号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月 6 日財契二第1943号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年 1 月 7 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 2 月24日財契二第2653号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月 5 日財契二第2754号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月 4 日財契二第2799号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。